

令和元年度 藤沢清流高等学校 不祥事ゼロプログラム

藤沢清流高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり令和元年度不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

藤沢清流高等学校「不祥事ゼロプログラム」の実施責任者は校長とし、副校長・教頭及び事務長がこれを補佐する。また、総括教諭は本プログラムの実施にあたり、校長、副校長、教頭及び事務長を補佐し、不祥事防止に係るグループでの検討や事故防止会議を実施する。

2 目標及び行動計画

(1) 公務外非行の防止（法令遵守意識の向上）

ア 目標

教育公務員としての規範意識を高め、すべての公務外非行を未然に防止する。

イ 行動計画

事故防止会議や朝の打合せ等で公務外非行の事例や所属長メッセージを示し、公務員としての自覚をもち、県民の誤解を受ける恐れのある行為についての認識を深め、不祥事を未然に防止する。職員行動指針の周知・徹底を図る。

(2) わいせつ・セクシャルハラスメント行為の防止

ア 目標

わいせつ・セクシャルハラスメント行為を未然に防止し、県民からの信頼に応える健全な学校環境をつくる。

イ 行動計画

日ごろから意識啓発に努めるとともに、不祥事防止職員啓発資料をもとに校内研修会を実施し、未然防止に努める。

(3) 体罰、不適切な指導の防止

ア 目標

人権を守る意識を高め、体罰や不適切指導が行われないようにする。

イ 行動計画

体罰や不適切指導の具体例を職員に周知する。生徒の人権侵害に係る不祥事防止研修会を開催し、体罰や不適切指導の防止に努める。

(4) 会計事務の適正執行（備品の現物照合）

ア 目標

規則に基づいた適正な会計処理及び財産管理を徹底する。

イ 行動計画

全職員に対して6月末までに会計事故防止研修会を開催する。また、私費会計を

対象に、4月中旬までに前年度の決算会計監査及び10月末までに中間会計監査を行う。また、備品の現物照合を年度内に行う。

(5) 個人情報等の管理・情報セキュリティ対策

ア 目標

個人情報の流出を防ぎ、ウィルス対策の実施など情報セキュリティを保持する。

イ 行動計画

6月末までにUSBメモリ等の外部記憶媒体の管理、及び携帯電話番号・電子メールアドレスなど個人情報の収集や外部持ち出しの適切な取扱いを徹底する。

(6) 交通事故防止、酒酔い、酒気帯び運転防止

ア 目標

交通事故を起こさないよう細心の注意をもって運転する、飲酒しての運転は絶対に行わない、という強い意識を持つ。

イ 行動計画

教職員を対象に校内交通安全研修会を開催し、職員の意識高揚に努める。

(7) 調査書・進路関係書類の作成及びそれらの取扱いに係る事故防止

ア 目標

調査書や進路関係書類には誤りがあるてはならないという強い意識を持ち、誤りを未然に防止する。

イ 行動計画

調査書の作成・発行について、作成の注意点や作成スケジュールを事前に職員に周知徹底する。また、調査書点検を全職員で行い、誤りを未然に防止する。

(8) 定期試験等の作成・成績処理における事故防止

ア 目標

定期試験や成績処理においてミスを発見しやすい環境をつくり、事故を防止する。

イ 行動計画

「試験問題作成チェックリスト」の利用を各教科担当者に周知徹底する。また、成績処理の点検確認について他教科を交えて複数回実施する。

(9) 外部からの連絡および情報提供に対しての適切な対応

ア 目標

保護者や地域住民、その他の外部からの電話連絡・情報提供に対して迅速かつ適切に対応する。

イ 行動計画

教職員に対して外部からの電話への対応の仕方及び情報提供への対応などについての研修会を実施する。

(10) 入試選抜業務における事故防止

ア 目標

ミスは起こりうるとの前提でチェック体制を整備し、事故につながらないようにする。

イ 行動計画

本年度の採点業務における反省を踏まえ、作業に関する全ての手順を見直し、チェック体制を整備し、事前研修等を実施する。

3 検証

(1) 第1回検証

2に規定する行動計画について、10月末までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、11月末までに補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(2) 第2回検証

2に規定する行動計画について、1月末までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、2月末までに補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(3) 最終検証

2に規定する行動計画について、3月初旬までに実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。その結果、新たな目標設定（各目標の修正を含む）が必要な場合は新たな目標設定案を作成し、次年度における藤沢清流高校不祥事ゼロプログラムの策定に資する。

4 実施結果

3の(3)に係る検証結果を踏まえ、「実施結果」を取りまとめのうえ、藤沢清流高等学校ホームページに公表する。

5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、企画経営会議がこれを行う。

(令和元年5月)